平成２４年（フ）第４４号
神奈川県平塚市田村７丁目22番２号
債務者　落合　康之
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８７号
神奈川県平塚市錦町19番13―102号　アリアンス
債務者　萩原　幸晴
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８９号
神奈川県平塚市千石河岸10番13号　小百合マンション201号
債務者　永井　　健
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０３号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川232番地の４
債務者　石田アサ子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０６号
新潟市北区美里２丁目７番地２　美里ハイツ３号
債務者　森田　守藏
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０７号
新潟市北区美里２丁目７番地２　美里ハイツ３号
債務者　森田　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０８号
新潟市北区美里２丁目７番地２　美里ハイツ３号
債務者　森田　敏明
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
新潟県加茂市高須町１丁目２番Ａ―45号、前住所新潟県加茂市大字後須田245番地
債務者　佐藤　里加（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３号
新潟県加茂市本町１番８号
債務者　正野　恭子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３号
新潟県佐渡市栗野江1257番地４
債務者　本間　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第３１号
岐阜県本巣市十四条535番地10
債務者　プリズマスタジオこと　美濃羽　賢
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
岐阜市早田東町５丁目21番地
債務者　森下　貴子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
静岡県伊豆市門野原312番地の１
債務者　清水富士夫
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１１号
愛知県常滑市大野町４丁目126番地
債務者　平野智鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１号
愛知県半田市柊町４丁目210番地の７　メゾン・ド・フジＡ棟１－４号
債務者　中嶋　美保
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
滋賀県甲賀市水口町新城620番地４－１Ｂ号、前住所滋賀県甲賀郡水口町中邸３番41号
債務者　井上　真紀（旧姓桧鼻）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
滋賀県湖南市岩根3343番地６セレッソ甲西Ａ―103、前住所滋賀県蒲生郡日野町河原２丁目39番地２
債務者　谷元もとみ（旧姓熊田原・奈須）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大津地方裁判所民事部